

政治団体設立届

令和 7年 7月 7日

神奈川県選挙管理委員会 殿



政治団体の名称 神奈川県人権啓発センター
 事務所の所在地 神奈川県川崎市多摩区三田4丁目1-11-5号
 代表者の氏名 宮部 龍彦 (印)

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな) 称 かながわけんじんけんけいはつせんたー 神奈川県人権啓発センター	政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 国会議員関係政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		
	目的 別紙のとおり	組織年月日 令和 7年 7月 4日	
主たる事務所の所在地 (〒 214-0034) 神奈川県川崎市多摩区三田4丁目1-11-5号 (電話 050-7107-5370)			
主たる活動区域 神奈川県			
代表者 (ふりがな) 氏 名 みやべ たつひこ 宮部 龍彦	(住所) (〒 252-0021) 座間市緑ヶ丘6-1-23-102 (電話 080-1442-9144)	(生年月日) S53.11.28	(選任年月日) R7.7.4
会計責任者 みやべ たつひこ 宮部 龍彦	(〒 252-0021) 座間市緑ヶ丘6-1-23-102 (電話 080-1442-9144)	S53.11.28	R7.7.4
会計責任者の職務代行者 かとう ごういち 加藤 剛一	(〒 179-0071) 東京都練馬区旭町3-8-8 ヴィラ旭201号室 (電話 080-4108-0210)	S52.2.10	R7.7.4
支部の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類		
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	

神奈川県人権啓発センター規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、神奈川県人権啓発センターと称し、主たる事務所を神奈川県内に置く。

(目的)

第2条 本会は政治資金規正法第3条第1項第2号に定める後援団体として、次の目的をもって活動する。

- 1 宮部龍彦を推薦し、その政治活動を支持すること
- 2 部落史、同和行政の調査研究を行い、差別問題についての建設的な議論を深めること
- 3 えせ同和、確認・糾弾、言葉狩り、失言たたきおよびそれらの類似行為を撲滅し、公正な社会の実現に寄与すること
- 4 差別利権および、アイデンティティ政治、人権に名を借りた思想信条の押しつけを排除し、真に平等な社会を実現すること
- 5 国連人権理事会等、民主的統制を欠く機関からの不当な干渉から自立し、民主的統治の維持に資すること
- 6 表現・学問・経済活動の自由等、憲法が定める古典的な基本的人権を擁護すること

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 対面・オンラインを問わず講演会、座談会等の開催
- 2 資料収集、フィールドワークの実施および研究成果の発表・報道
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 第2条の目的に賛同し、入会の申込みを本会が受理したことをもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

代表理事 1名
専務理事 1名(事務局長)
副会長 若干名
理事 若干名
監事 若干名
会計責任者 1名

(役員を選出及び任期)

第6条 1 役員は、総会において選出する。
2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 1 代表理事は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。
2 代表理事は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度及び会計監査)

第9条 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会、役員会、または代表理事が決定する。

(補則)

第11条 本規約に定めのない事項については、総会、役員会、または代表理事
が決定する。

附則

本規約は令和7年7月⁴日より実施する。

以上